

第3 政令第8条等に規定する区画の取扱い

1 政令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

(1) 構造等

令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）及びプレキャストコンクリートカーテンウォール，軽量気泡コンクリートパネル等については，前アに該当するものとして取り扱うものであること。

ウ 建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

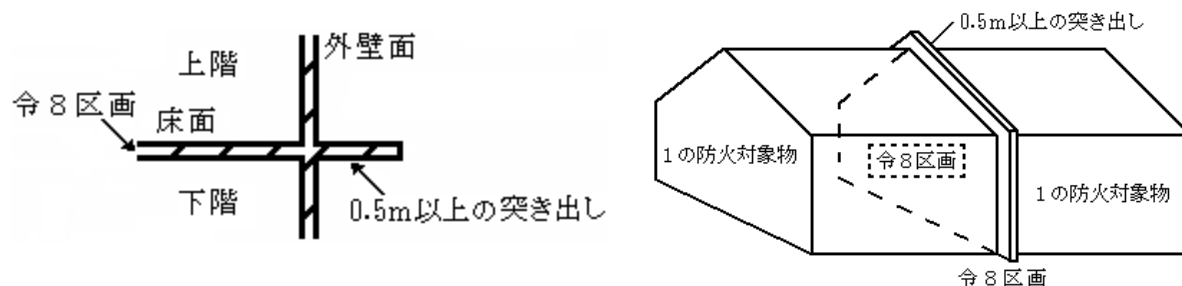
エ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は，当該防火対象物の外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること（第3－1図参照）。ただし，令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が，当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり，かつ，当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には，この限りでない（第3－2図参照）。

（ア）開口部が設けられていないこと。

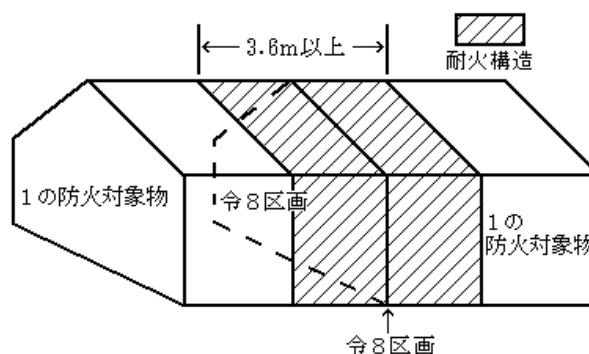
（イ）開口部を設ける場合には，防火設備が設けられており，かつ，当該開口部相互が令8区画を介して0.9m以上離れていること（第3－3図参照）。

※ 3.6m以上にわたる耐火構造の耐火性能については，建基法で要求される耐火性能時間以上の耐火性能とする。

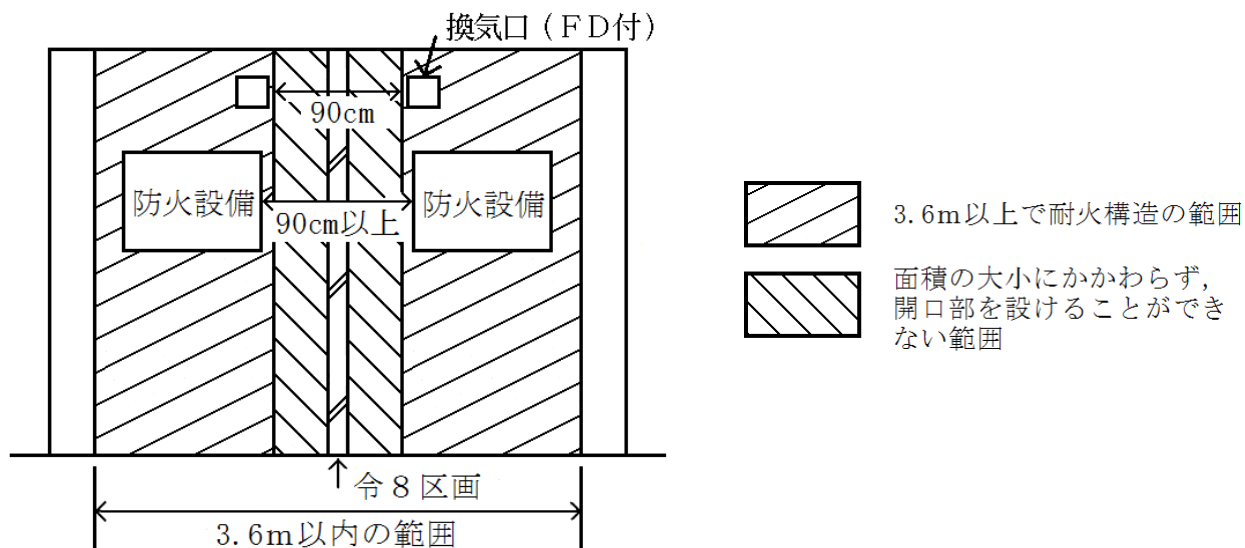
※ 開口部には，面積の大小にかかわらず，通気口，換気口等を含むものであること。



第3－1図 0.5m以上の突き出しを設ける場合



第3－2図 外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出しを設けなくてよい場合



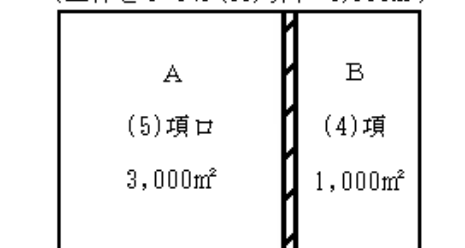
第3－3図

(2) 取扱い等

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして，その用途に応じて消防用設備等を設置すること。ただし，床で上下に水平区画された上方部分の階又は階数の算定にあつては，下方部分の階数を算入すること（第3－4図，第3－5図参照）。

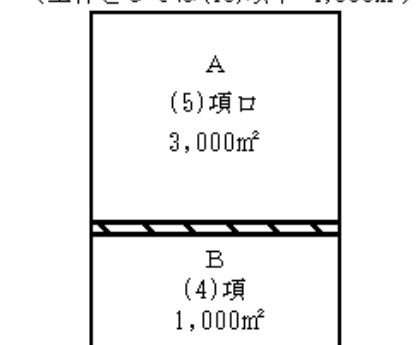
例①

（全体としては(16)項イ 4,000㎡）



（注） A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

（全体としては(16)項イ 4,000㎡）



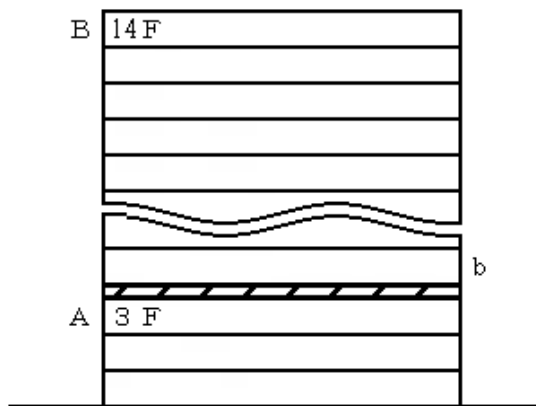
（注） Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

A～延べ面積 3,000 ㎡の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B～延べ面積 1,000 ㎡の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

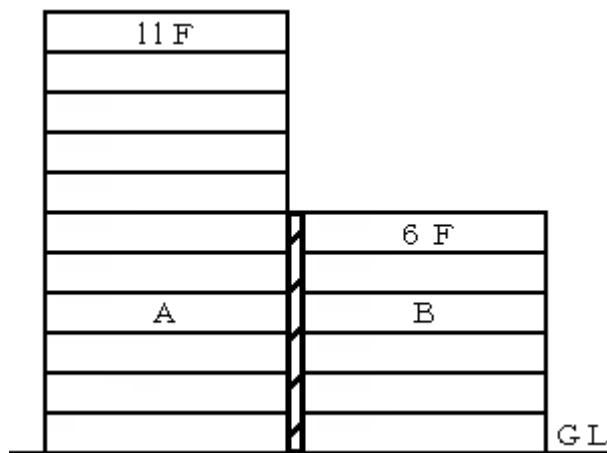
第3－4図

例②



A～階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する

B～階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として、該当する消防用設備等を設置する。



A～階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

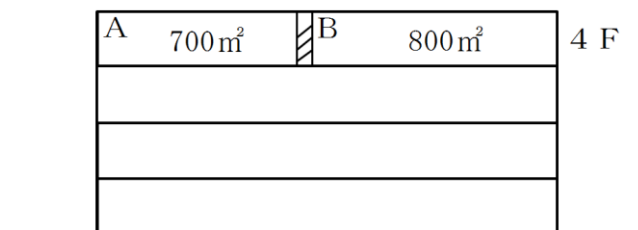
B～階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3－5図

イ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（例えば、政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと（第3－6図、第3－7図参照）。

例①

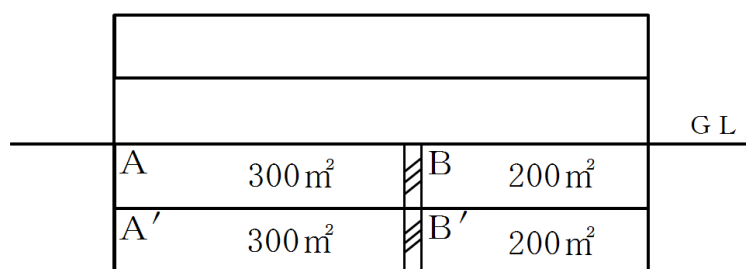
(4)項



4階部分の床面積は1,000㎡以上であるが、A、Bは4階で1,000㎡未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているため、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。

第3－6図

例②

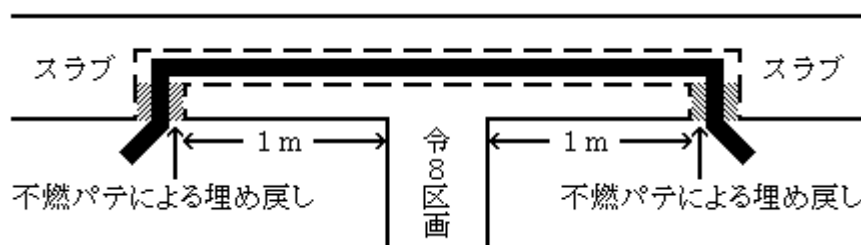


地階部分の床面積は 700 m²以上であるが, (A + A'), (B + B') は地階において 700 m²未満に開口部のない耐火構造の壁で区画されているため, 政令第 28 条の 2 第 1 項を適用しない。

第3－7図

ウ 令8区画を貫通する配管等は, 次によること。

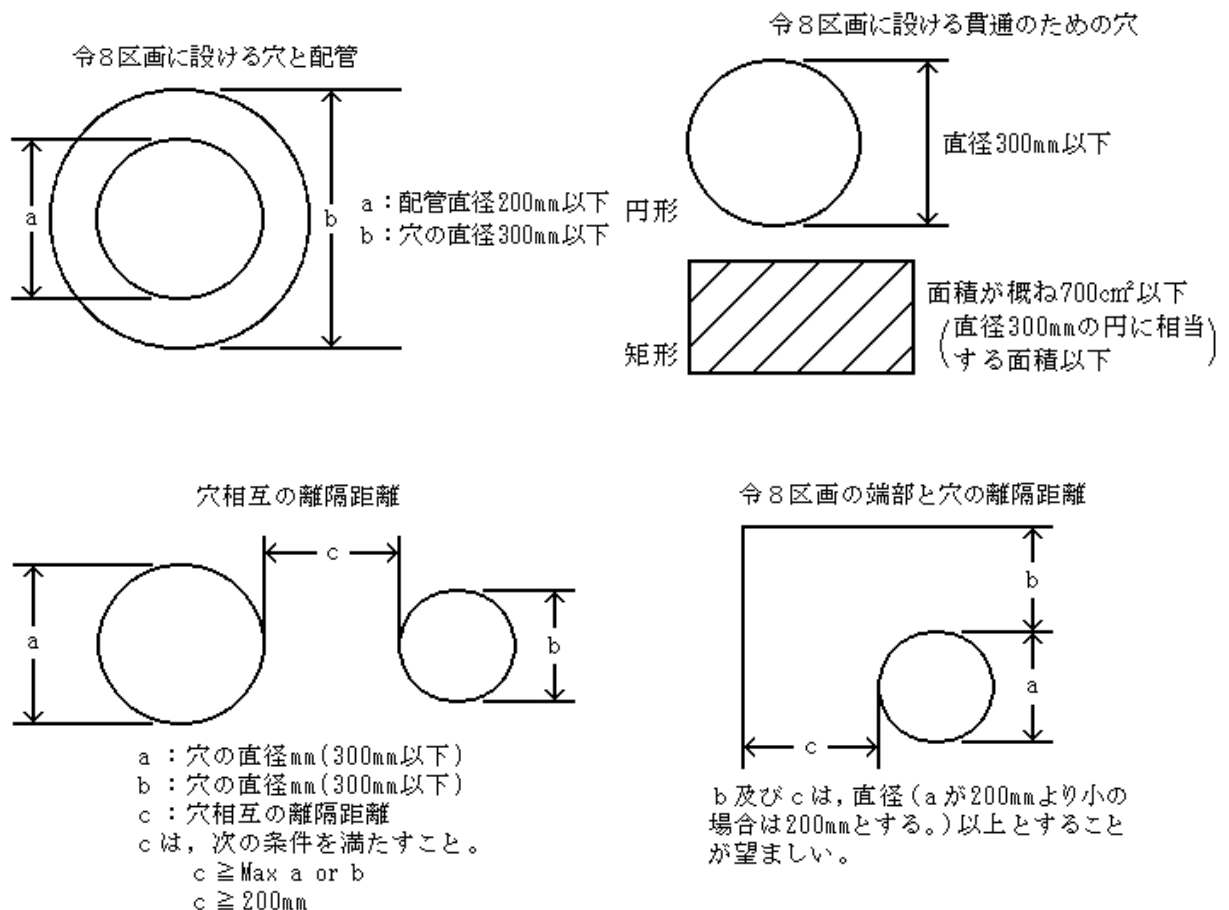
- (ア) 配管の用途は, 原則として給排水管で, 別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管又は鋳鉄管のほか, (財)日本消防設備安全センターにおいて性能評定されたものとする。
- (イ) 1の配管の外径は, 200 mm以下であること (第3－9図参照)。
- (ウ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径 300 mm以下となる工法であること。
 なお, 当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては, 直径が 300 mmの円に相当する面積 (概ね 700c m²) 以下であること (第3－9図参照)。
- (エ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は, 当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離 (当該直径が 200 mm以下の場合にあつては, 200 mm) 以上であること (第3－9図参照)。
- (オ) 配管及び貫通部の耐火性能
 - a 配管及び貫通部は, 一体施工であること。
 - b 配管及び貫通部は, 2時間耐火性能以上であること。
- (カ) 貫通部は, モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等, 十分な気密性を有するとともに, 当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。
- (キ) 熱伝導により, 配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には, 当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (ク) 令8区画を貫通する電気配管については, 躯体埋め込みの場合に限り認められるものであること (第3－8図参照)。



第3－8図

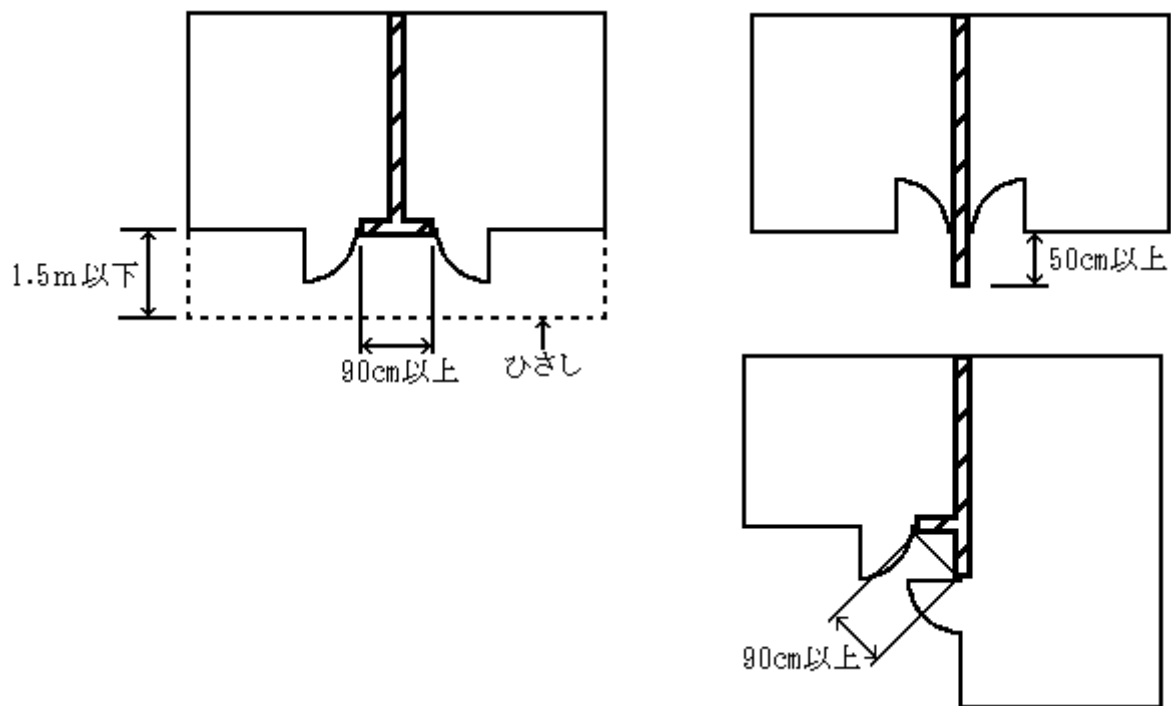
第3-1表

設備種別等	令8区画適用の可否	
	認める	認めない
空調設備 (冷暖房設備を含む。)	鋼管等を用いる冷水配管及び温水配管。(区画を貫通している部分及び両側1m以上の範囲)	冷暖房, 換気用ダクト等 (ダンパー付を含む。)
輸送・処理 設備		ダストシュート メールシュート リネンシュート
給排水 衛生 設備	鋼管等(区画を貫通している部分及び両側1m以上の範囲)	左記以外の配管 種別例 塩化ビニール 陶管 ヒューム管
電気	躯体埋め込みの場合のみ(第3-8図)	
ガス	認めない	

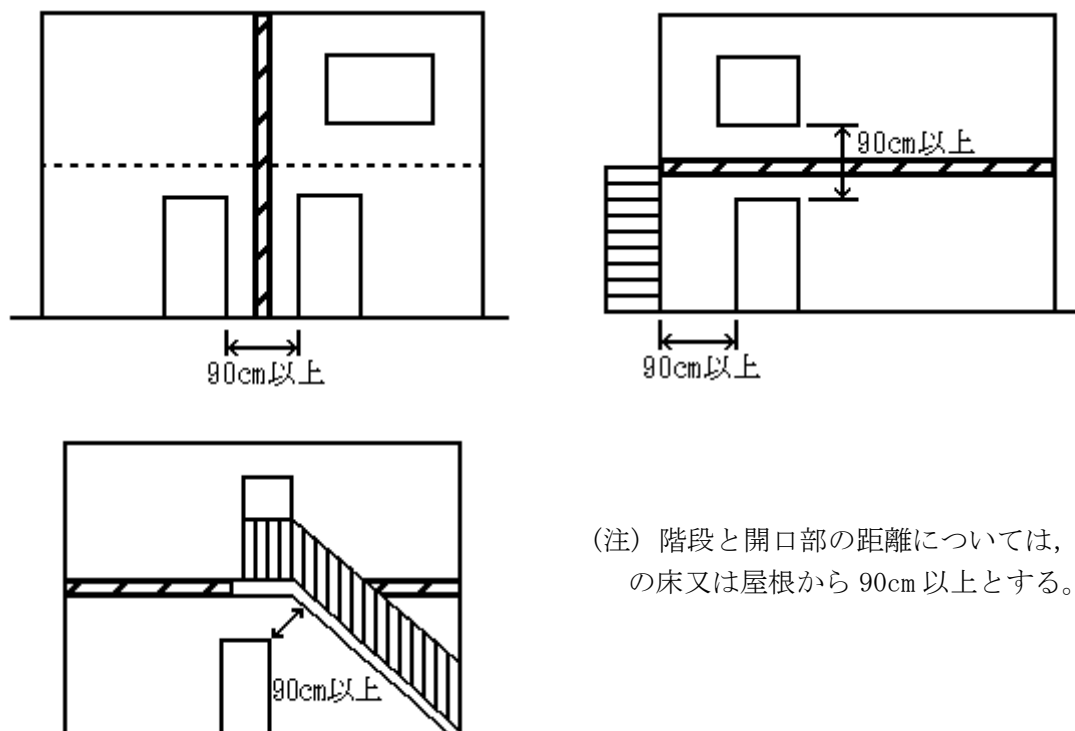


第3-9図

- (3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること（第3-10図、第3-11図参照）。



第3-10図

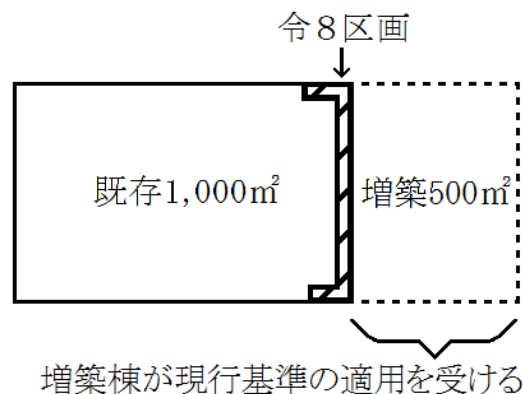


(注) 階段と開口部の距離については、階段の床又は屋根から90cm以上とする。

第3-11図

(4) 法第17条の2の5第2項と令8区画の関係は、次によること。

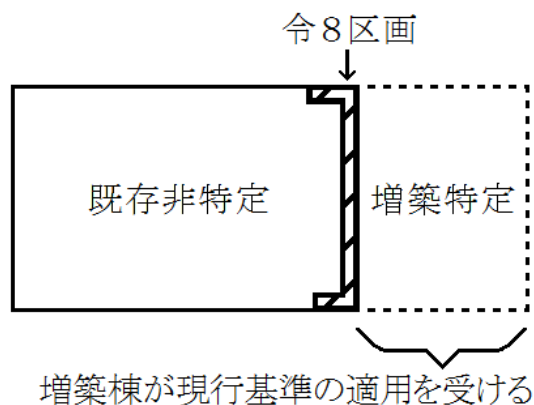
ア 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



第3-12図

イ 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係

なお、消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。



第3-13図

2 省令第13条に規定する区画（以下、この項において「13条区画」という。）については、次によること。

- (1) 13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 13条区画を配管等が貫通する場合は、建基政令第112条第20項及び第21項並びに同第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあつては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの出入口は、省令第13条第1項及び第2項に規定される開口部の構造（閉鎖機構）に該当しないものであること。ただし、次のアからウまでのいずれかのエレベーターに設ける出入口の戸については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。
 - ア 建基政令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター
 - イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター
 - ウ 上記のほか、特定防火設備（省令第13条第1項第1号二の規定によるものについては防火戸）であり、かつ、建基政令第112条第19項第2号に規定する遮煙性能を有している戸

- 3 省令第30条の2及び条例第42条第1項第2号の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。

なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基政令第112条第20項及び第21項並びに同第129条の2の4第1項第7号の規定を準用すること。

- 4 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管等については、次によること。

(1) 位置・構造告示第3, 3, (4), ホの規定によるほか、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管、鋳鉄管又は共住区画を貫通するものとして（財）日本消防設備安全センターにおいて性能評定された配管等については、位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

(2) 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3, 3, (4)に適合するものとして取り扱うことができる。

ア 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。

イ 配管はJIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。

ウ 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

別記

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1 m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1 m以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- (2) JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼鋼管）
- (3) JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）
- (4) JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- (5) JIS G 3459（配管用ステンレス鋼鋼管）
- (6) JIS G 5525（排水用鋳鉄管）
- (7) 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (8) JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (9) JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (10) 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (11) WSP 032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）
- (12) WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）
- (13) WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- (14) WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150kg/m³以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150kg/m³以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁

と 50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/m³以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として 4 (1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあっては、JIS A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を 1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令 8 区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し

口にはめ込むこと。

(イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ウ) 予め射し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

(エ) 押し輪又はフランジで押さえること。

(オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

(ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、E PDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

(エ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

(オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

(ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

(イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

(ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。

(イ) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

(ア) 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。

(イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに物がある場合）

